

KONAN UNIVERSITY

## 学生相談の固有性と専門性についての一考察

著者	高石 恭子
雑誌名	甲南大学学生相談室紀要
号	19
ページ	31-44
発行年	2012-02-29
URL	<a href="http://doi.org/10.14990/00003415">http://doi.org/10.14990/00003415</a>

# 学生相談の固有性と専門性についての一考察

甲南大学学生相談室 高石恭子

## I. はじめに

今日の大学において、「学生相談」を行う組織や担当者を置くことの必要性に疑問を抱く構成員はあまりいないであろう。高等教育への進学率が50%を超え、多様な目的と資質をもつ学生が入学してくる時代にあって、個々の学生がその大学でよりよい学生生活を送るための支援体制を構築することは、教育機関として必須の使命となっているからである。

しかしながら、改めて「学生相談とは何か」と問うてみると、よくわからないのが実情である。初等・中等教育機関には「教育相談」や「生徒指導」という校務分掌があり、それは教科担当の教師が生徒に対して行うものを指す。一方、「学生相談」とは、対象が学生であるということだけが明らかで、誰が、何を、どのような方法で、どこまで行うものかを明確に規定する学問的体系は、いまだ十分に示されているとは言えない。

学生相談を行う組織が「日陰の身」(村上, 1992)として学内の周辺的な存在であったり、正式に位置づけられていないことも多かった過去においては、そのような曖昧さが大きな問題となることはなかった。わが国の学生相談が、「日本学生相談学会」の設立(1987年)によってアカデミズムの世界に参入した当初を思い起こしてみても、会員の学内での所属、立場、専門性については全く様々であり、年次大会の分科会では、それぞれの立場での不遇や困難(と表裏一体をなす自負)が異口同音に語られているという印象が、筆者には強かった。

学生相談の領域では理論化や実践的知の体系化が遅れていることが、これまでもしばしば指摘

されてきたが(小谷, 1994; 齋藤, 2010)、それには相応の理由があったはずである。類似の領域である初等・中等教育機関での「スクール・カウンセリング」が、専門家の派遣事業として政府主導で計画的に開始されたのとは異なり、学生相談はその歴史的な経緯により、共通の理解や標準をもたないまま、多様な形態を併存させ発展してきた。1988年に臨床心理士資格の財団認定が始まり、その後、心理臨床の専門性をもつカウンセラーが学生相談に従事することは増えたが、日本学生相談学会による最新の調査統計(吉武他, 2010)でも有資格者は専任カウンセラーのうち8割ほど(学会認定の「大学カウンセラー」と併せて回答者の83.7%)であり、すべてとはなっていない。また、わが国の大学で学生相談に携わっている者が心理カウンセラーとは限らないという状況は、学会の今日の構成員を見ても、大きくは変わらないと言える。ここで「学生相談とは何か」の曖昧さや矛盾を排し、突き詰めていこうとすると、多様な立場で学生相談に従事する人々のなかに境界線を引き、不毛な分断化を生むことになる。実践的な有効性を優先するため、敢えて理論化や体系化を遅らせてきた側面もあるのではないかと想像されるのである。

事情が変わって、学生相談の従事者が、この領域の固有性と専門性をもっと切実に問わなくてはならなくなったのは、大学を取り巻く近年の以下の二つの大きな変化による。一つは、2004年に国立大学が法人化され、その前後に大学改革の嵐が吹き荒れたこと、もう一つは、2005年に大学と短大を合わせた進学率が初めて50%を超え、大学がユニバーサル・アクセス時代(トロウ, 1976)を

迎えて、政府がそのような時代の高等教育の質保証のために、「学生支援の充実・体系化が重要」という方針を打ち出したことである。

2003年に制定された国立大学法人法第22条は、「国立大学法人は、次の業務を行う。一 国立大学を設置し、これを運営すること。二 学生に対し、修学、進路選択及び心身の健康等に関する相談その他の援助を行うこと（以下略）」と明文化している。一号の「国立大学の運営」には、学校教育法第83条に規定される「教育研究とその成果の社会還元」が含まれ、二号は広義の学生相談、もしくは文部科学省が採用した言葉では「学生支援」を指している。これは、青野（2010）が『高等教育論』のなかで指摘したように、高等教育の使命完遂のためには「相談その他の援助」を強化することが不可欠であると、初めて法的に規定されたことを意味する。この法的な義務付けは、私立大学にも同様の、大きな変革を迫ったのである。

これらの大学改革を目指す具体策の一つとして、文部科学省は、国立大学の法人化と並行して高等教育に積極的に競争的環境を取り入れ、大学ごとの優れた教育改革の取組み（Good Practice：GP）に重点的に予算を配分するという事業を2003年から実施した。なかでも、2007年に始まった「新たな社会的ニーズに対応した学生支援プログラム：学生支援GP」は、大学教育としての学生支援をテーマにしており、学生相談と非常に関連の深いものである。実際、それらのプログラムの企画・立案・実施に中心にかかわった学生相談カウンセラーも少なくなかった。

このような高等教育の動向は、学生相談を「日陰」から「日向」に引き出し、学生相談が学生支援というより広い枠組みのなかで何をどのようになし得るのか、という説明責任を果たすことへの要求へとつながっていった。早坂（2009）は、GP事業の動向、特に学生支援GPが学生相談に及ぼした影響について考察するなかで、「学生相談の

重要性の認識向上と相談機関の組織的強化に一定の役割を果たした」というメリットもあった一方、GPとして採択されるプログラムは多様な学生の支援型よりも特定の教育プログラムを実施する育成型のものに重点が置かれる傾向にあり、必ずしも学生相談の中心的な機能と一致しない方向に進んでいたこと、また非常勤や任期付き雇用といった不安定な立場のカウンセラーが増えたことを問題点として挙げている。

日常的、制度的、専門的、と学生支援を3層構造で示し、そのなかで専門的支援を担うのが学生相談であるとの指針を示したのは、筆者も委員として作成に加わった報告書、「大学における学生相談体制の充実方策について—『総合的な学生支援』と『専門的な学生相談』の『連携・協働』」（日本学生支援機構、2007）においてであった。しかしながら、多職種の協働によって実施される総合的な学生支援活動において中心的な役割を期待された学生相談カウンセラーのなかには、増大し多様化する職務に適応し切れず、自身のアイデンティティの危機を感じるに至る者も現れた。たとえば、長期欠席者対策のプログラムを組み、学生を一定のふるいにかけて呼び出し、学科の教員と一緒に面接指導を行うという業務や、ピアサポート・システムを構築し、ボランティア学生を組織する業務にカウンセラーが多大な時間と労力を割かねばならないというとき、自身はいったい何者なのかという問いに晒されることになったのである。

学生支援GP事業は2008年に起きたリーマン・ショックの影響により2年で廃止され、その後は就職支援へと移行したために、長期的に見れば「学生支援ブーム」も一過性のもので終わっていくのかもしれない。しかしながら、GP事業の存廃にかかわらず、近年の学生相談カウンセラーには、高等教育や学生支援というより大きな視点から学生相談を見直し、その固有性と専門性を明示するという社会的責務を果たす地道な努力が、今

までになく求められていると言えるだろう。

そこで本稿では、その努力の試みの一つとして、まずなぜ学生相談を定義することが難しいかを用語の問題から考え、次に過去の議論を、1980年代から臨床心理士の有資格者が学生相談に従事するようになる1990年前後にかけて、学生相談に従事してきた大学教員の立場からなされたものと、資格認定開始以降の1990年代に心理臨床の立場からなされたものとに分けて概観し、さらに2000年代半ば以降の今日の議論における変化を確認した上で、最後に筆者の現在の考えを述べることにしたい。

## II. 学生相談とは何かを問うことの難しさ

学生相談を定義することを困難にしている理由の一つは、そもそも、戦後のわが国の新制大学にアメリカからSPS (Student Personnel Services) の理念と活動が紹介されたとき、それが「厚生補導」と訳され (一時「学生助育」と訳されたこともあるが、浸透はしなかった)、またSPSの一領域である Student Counseling が「学生相談」と訳されたことにある。

まず、Personnel という用語が意味しているのは、組織の「構成員」ということである。直訳すれば、SPS は「学生という大学構成員へのサービス」であるが、会社であれば personnel が「社員」を意味することからもイメージできるように、そこには大学が学生に管理指導の責任を負うという関係性が想定されていると言える。その意味で、「補導 (=正しい方向に教え導くこと)」という訳語は、あながちずれてはいないのだが、わが国ではこの用語は非行や問題行動の予防・矯正という文脈で主に用いられるため、必ずしもその内容の正確な理解を保証するものとはならなかった。紹介されたSPSの内容は、入学許可、入学後のガイダンス、住居の斡旋や食堂設置、修学・進路・個人適応のカウンセリング、課外活動支援、経済的支援、健康管理、就職の斡旋など、学

生生活にかかわるすべての事項 (student affairs) をカバーしている。そして、それらのサービスの目的は、今日のわが国の大学でまさに求められつつある、「学生の全人的教育の実現」ということであった。

アメリカで発展したSPSの歴史については、大山 (1997) が詳しく紹介しているが、植民地時代に起源をもつSPS活動の背景に一貫してあったのは、中世の学生の組合 (ギルド) から始まったイギリスやヨーロッパの大学の理念と異なり、学生を未成熟な存在と捉え、大学がその構成員である学生を親のように指導教育する使命をもつと考えてきた独自の高等教育観である。大山はそれを、「全人的な発達 (the development of whole person) を促そうとする志向」と「父権的干渉 (paternalism)」という二つの言葉で特徴づけている。近代 (19世紀半ば) になると、アメリカでも学生の自主独立が進み、父権的な監督統制は薄れて学長や学生部長が行うガイダンスに取って代われ、20世紀初頭には職業的なカウンセラーによって心理学などの科学的方法論を用いて行われる専門的援助へと移り変わり、SPSの研究が続けられていった。わが国に戦後紹介されたのは、職業的カウンセラーが登場した後のSPS活動である。

さらに、今日のアメリカでは、Personnel Services という用語のもつ指導的なニュアンスが嫌われ、単に Student Service (学生サービス) と呼ぶのが主流になっているという。大山 (1997) は、「学生相談という用語では、幅広い教育の領域と理念を十分に表しきれないきらいがある」という反省から、わが国でも「学生サービス」という概念で考えていくことの必要性を主張している。ただ、「サービス」という日本語には、もてなし (相手を心地よくさせること) や付加的利益 (おまけ、値引き) といったニュアンスも強く、全人的教育実現のための活動と必ずしも相容れない意味をもってしまうことが懸念される。この問

題は、2000年代の教育改革において文部科学省高等教育局が「学生支援課」を設置し、2004年に独立行政法人化された組織を「日本学生支援機構」という名称にしたこと、またそこから2007年に出された報告書のタイトルにも表れているように、近年では学生サービス全体を「学生支援」、そのうちの専門的な心理教育活動を「学生相談」という用語で表す方向で整理し、解決がはかられていると言える。

次に、**Student Counseling** が学生相談と訳されたことについてであるが、「相談」という日本語は、一般に、問題解決のために複数の人が話し合ったり、誰かの意見を聞いたりすることを意味し、そこに相談を受ける側の専門性は前提とされていない。一方、「カウンセリング」とは、何らかの悩みや課題を抱える人に対して、心理学的な方法論に基づいて行う専門的な援助を意味している。当時（1950年代）のわが国の大学人（ヨーロッパ型の大学教育の理念をもつ教授や職員）と文部官僚にとって、学生はすでに一個の完成した人格をもつ「紳士」であるという意識は変え難く、学生に「サービス」や「カウンセリング」を提供することの重要性をうたう SPS の理念は、心底では受け入れ難かったのであろうと考えられる。

そのような、公的な歴史にはあまり残らない当時の意識を示唆するものとして、1956年、新制大学で3番目に学生相談機関が設立された京都大学での逸話がある（大山，1997）。その前年、学生自治会との団交で対立し、暴行を受け、逮捕される学生を出すに至った当時の総長は、教員と学生の対話の場を設ける必要性を痛感し、緊急の課題としてそのための組織設置を学内で検討することにした。それでも、いざ会議の場では、当時カウンセラーであった教官、石井完一郎に向かって、「紳士は自らの問題を人に相談しない輩のことを指し、相談を制度化するのは建学の精神に反するのではないか」という趣旨の疑問を呈したとい

う。石井はそこで、カウンセリングは学生の「自主性」を最高に尊重する営みであるから建学の精神には反しないと主張して総長を説得し、ようやく相談機関の開設を実現させたということである。

京都大学の学生相談機関が、1999年に「カウンセリングセンター」として改組されるまでの40年余にわたり、「学生懇話室」という他にはない名称であった（総長の命名だったらしい）こと背景には、学生は教員と対等な立場で懇ろに語り合い、学び合う存在であるべきだという当時の大学人の意識が反映されていたことがわかる。カウンセリングという外来の用語はおろか、「相談」という訳語にも強い抵抗感があったのかもしれない。実際には、開設後6年目には教授懇話委員に代わって、臨床心理学と教育指導学を専門とする専任教員スタッフが相談実務を担うようになったが（岨中，1989；1992）、大学で専門家が学生カウンセリングを行うことの積極的な意味について、大学構成員のコンセンサスを得ることはその後も長く困難であり続けたということなのであろう。

以上のように、戦後のわが国の高等教育に、政府主導でアメリカから導入されようとした SPS の理念と活動は、当時の大学人の価値観との齟齬により、バイアスのかかった形で、曖昧化され、日本独自の展開をたどることになった。その歴史についてはすでに別のところで論じたので（高石，2008）、ここでは繰り返さないが、わが国の大学では、戦後の同時期にアメリカから紹介された C. ロジャーズのカウンセリング理論と技法を学んだ教職員が熱心に学生の相談活動を行った経緯から、SPS のなかで **Student Counseling** の領域が突出して扱われ、SPS（厚生補導）イコール学生相談として理解されたり、すべての教職員がカウンセリング・マインド（カウンセリングを行うときの基本姿勢のようなもの）を身に付けて行うのが学生相談である（つまり、専門家不要）、

といった理解がなされる事態が生じたのであった。

今日に至る、学生相談をめぐる概念の未整理と混乱は、このような過去の遺産に負っているところが大きい。60年前に、Student Counseling が「学生カウンセリング」と訳され、「学生の全人的成長のために、すべての学生に対して行われる、心理学の専門性に基づく教育活動である」と明確に高等教育のなかに位置づけられていたとしたら、今日のような「学生相談とは何か」を学生相談従事者が問いつけなくてはならないという困難は生じなかったのではなかろうか。

齋藤（2010）の展望によれば、わが国の学生相談の歴史は、戦後1946年～の「黎明期」、各大学に学生相談機関が開設され始めた1953年～の「充実期」、学生紛争が激しくなり教職員が学生相談へ人員やエネルギーを割くことが困難になったことと、政府が保健管理施策を優先するようになったことによる1960年～の「衰退期」、学生紛争の収束後も大学教育の傍流から抜け出せず、一部の専門家に任せておけばよいという風潮が支配的であり続けた1970年～の「停滞期」を経て、ようやく高等教育改革の大きな波とともに学生支援・学生相談に注目が戻ってきた2000年～の「再興期」、という区分で理解されている。

ここで齋藤は、30年というこの長い「停滞期」に甘んじることになった要因を、「専門家たる学生相談カウンセラーがややもすると狭義の心理治療にとらわれた活動に終始していた（周りからそのように見えていた）こと」に求めている。Student Counseling を、最初からもっと専門家としてのカウンセラーが行う教育活動と規定していれば、その後この領域の停滞は生じなかったのではないかという筆者の所感と、専門家たるカウンセラーがもたらした弊害による停滞、という齋藤の指摘とは、どこでどのように交差し得るのであろうか。このすれ違いは、「専門家」と言うときの専門性に対して想定する内容が、学生相談従事者

の間でも決して一様ではなく、共通理解をもてていないという現状を意味するのかもしれない。

次節では、臨床心理士資格の認定が始まる前の1980年代から、学生相談領域への有資格者の参入が活発となった1990年代にかけて、「学生相談とは何か」をめぐるどのような議論がなされていたのかを振り返ってみる。

### Ⅲ. 大学教員の立場からの議論

「心の専門家」への社会の認知と期待が高まり、臨床心理士の資格化が実現するまでの1980年代のわが国は、高度経済成長が終わり、個々人の適性や能力の開発、幸福の実現といった個人的価値が追求された時代であった。高等教育への進学率から見ても、戦後の長い上昇期を経た後、1975年～1990年前後の十数年は大学・短大進学率が30%台後半で安定推移し、トロウ（1976）の言う「マス（大衆）型大学」の定着が、わが国の高等教育においても見られていた。

当時の大学は、しばしば「レジャーランド」にたとえられた。また、多数派の学生は、受験戦争に勝ち抜いて得た学生生活を「モラトリアム」の期間として謳歌し、卒業期になれば自分で就職先を見つけて、それぞれに巣立っていくものと捉えられていた。そのような時代にあっては、大学教職員は学生の自主独立を前提とし、特別なニーズのある一部の者だけが学生相談機関を訪れ、カウンセラーの専門的な援助を求めればよいという姿勢を維持することが可能であったと言えよう。

この1980年代の時期に、今日の議論にもつながる「学生相談とは何か」を問う試みがなされていた記録が、一冊の本として残っている（都留他, 1994）。これは、戦後まもなくの時期にアメリカ留学を経験し、帰国後国際基督教大学にて学生指導（student personnel work）の仕事に従事した後、再び渡米して Guidance and Student Personnel Administration（ガイダンスと学生指導）の学位を取って帰国した「学生相談源流の師」、

都留春夫に学んだ小谷、平木、村山の大学教員3名が、師の退職記念として編んだものである。第Ⅰ部は理念について（都留は、もう一度学生助育の出発点に戻ろうと述べている）、第Ⅱ部は実践の歴史と現状について、そして第Ⅲ部では理論化のための議論と今後の展望が載せられている。理論化の土台としては、1981年～1983年に編者3名が行った学生相談室報告書等での誌上討論が用いられ、それに上の世代の学生相談従事者がコメントを加えるという方式がとられている。これらを読むと、当時のアカデミズムに籍を置く学生相談カウンセラーが、何を問題にしていたのかがよくわかるし、今日の議論での主な論点は、すでに尽くしている感さえある。

まず、本書に記された3名のアイデンティティを表す専攻分野は、小谷が「臨床心理学」、平木と村山は「カウンセリング心理学」となっている。そして、理論化における議論の要点は、相対的に若い世代である小谷が専門性の拡散の危惧から学生相談の「クリニック機能」の重要性を訴え、平木が「大学コミュニティへのサービス」を重視するなかで、学生相談は「教育クリニック」として「インターク機能・カウンセリングと心理療法の機能・ケースワーク的機能」を果たすことが必要（そのためには、多職種によるチーム活動も可能）と述べるのに対して、上の世代が「クリニック機能は余力があれば果たすもの」「（地域精神保健のような）医療モデルから解放されるべき」といった批判的見解を示していることである。

これらを総合すると、「大学というコミュニティへの教育的貢献」という学生相談の大きな理念と目的は共有されるものの、その実現のための理論的構築となると、なかなか個人が学んできた学問分野や受けてきた訓練の種類、および自身のもつ大学と学生イメージを超えた、同じ土俵で共通理解を見出すのは難しかったことが本書の議論からも実感される。学生相談は、よろず相談

か、専門的カウンセリングか。それを行うのは大学教員としてか、専門職としてか（クリニック・モデルやコミュニティ・モデルに立つと、保健師や医師、ケースワーカーなども学生相談担当者となりうる）。本書では、SPSを源流とする学生相談を学問的に位置づけ、その専門性と固有性を明らかにしようとした大学教員たちによる熱心な議論が展開されたにもかかわらず、おそらくは内輪での議論に留まったために、これらの問題提起が当時の（大衆型大学として安定していた）高等教育を動かす力と結びついていかなかったのは、残念なことであった。

ところが、1992年に18歳人口がピークを迎えて減少に転じる少し前の1990年頃から、進学率が再び上昇する戦後第二の移行期が訪れると、大学と学生のもつ性質は否応なく変化していくことになる。1980年代末になると、高等教育の現場では、新たなタイプの学生の問題や不適應への対応のあり方を検討しなければならぬという危機感が高まってきた。1989年5月に、文部省高等教育局学生課から出された「大学と学生」第281号は、「学生カウンセリング」を特集し、これからの学生相談のあるべき方向について、大学教員と学生相談従事者からの提言を掲載している。以下に、その内容を見てみよう。

冒頭の論文で、当時の愛知教育大学長で、国立大学行政にも通じていた丸井（1989）は、進学者が増大した時代の大学生の「人間的成熟の遅れ」ないし「精神的内面の成熟の欠如」の傾向を問題にし、「このタイプの学生は、それ以前にはわが国では見られなかったタイプであって、専門的カウンセリングの必要な一群の者である」と述べている。そして、このような広範に拡大する現代学生のアイデンティティ確立の不十分さに対応するためには、もっと「専門的カウンセラー」を充実すべきであり、保健管理センターに配置された心理臨床カウンセラー1名程度では救いようがない、と苦言を呈している。ここにはすでに「心理

臨床」という用語が登場しており、丸井のイメージする学生カウンセリングの「専門性」が、ニーズをもつ一部の学生を対象とする心理臨床を指すことが読み取れる。

丸井は、元校長のような肩書をもつ人がカウンセリングを行うことをはっきりと断じているという点で、「専門性」への強い意識を有していたことは明らかである。ただし、その提言に続いて、同じ論文のなかで「多くの教官にカウンセリング・マインドを」とも提言している。学生のキャンパスアイデンティティの確立に向けて、大学教員は、可能な限り、直接学生と接し、学生の話カウンセリング・マインドをもって傾聴し、受け止めてほしいと述べるのである。丸井の主張は、今日的な概念整理に従えば、「総合的な学生支援」と「専門的な学生相談」の「連携・協働」（日本学生支援機構、2007）という理念そのものを語っているとも言えるが、当時の大学構成員が、カウンセリング・マインドをもって学生の話傾聴することを、「学生相談」と同義に理解していなかったかどうかについては、疑念が残るところであろう。

一方、当時の東北学院大学カウンセリング・センター所長、土井（1989）の論文では、1978年に「学生相談室」から学長直属のカウンセリング・センターに改組した際に確立した「大学カウンセリングの理念」として、(1)基本的には大学人（専任教職員）が行う「よろず相談」であり、心の病は精神科医師に紹介する、(2)友人、家族、教職員など、関係者すべてへのカウンセリング・マインドの啓蒙活動が一つの柱である、(3)学内関係諸機関との協力体制が重要であり、守秘義務はカウンセラー個人ではなく「共同的守秘義務」とする、(4)一つの支配的な学派ではなく、多様な理論と方法論が援用されるべきである、(5)面談のみでなく現代学生像理解を深める研究を行う、という5つが挙げられている。ここでは、学生カウンセリングが「大学人（専任教職員）」によって、全学生

を対象に展開される「よろず相談」であることが望ましい、という提言がなされていて、「専門性」とか「専門家」という言葉は取って除かれているようにみえる。おそらく、実態としては、「専門家」を標榜する特定のカウンセラーによっていささか閉鎖的な学生相談活動が行われていたということへの、アンチ・テーゼが盛り込まれていたであろう。

以上の二人の論旨を丁寧に追うだけでも、この当時の大学教員や学生相談従事者が抱えていた矛盾やジレンマがよく見える。文部省高等教育局の定期刊行誌が、学生相談を「学生カウンセリング」という特集名で取り上げたこと自体、専門的な活動として捉え直そうとする時代の意図が読み取れる。しかし、それを誰が行うのか（心理臨床の専門家であるカウンセラーか、専任教職員か）、誰に対して行うのか（一部の学生か、全学生か）、何を扱うのか（大学生活への適応援助のみか、心の病の治療も含まれるのか）などについては、本誌を読む限り、結局両者の主張を統合できるような議論は見えてこないのである。

議論の深化を阻んでいたのは、やはり「学生相談とは何か」が孕む曖昧さである。2012年の今日の大学では、ほぼ死語と化しつつある「カウンセリング・マインド」という概念も、その曖昧さの維持に一役買っていたことは間違いない。カウンセリング・マインドとは、C.Rogersの提唱したカウンセラーの3条件（共感、受容、自己一致）を身につけ、日常的な人間関係に生かそうとする心のことを意味する和製英語であり、1960年代のわが国の教育現場で熱狂的に受け入れられた概念である。しかし、氏原（2011）も指摘するように、カウンセリング・マインドの強調は「カウンセリング体験の日常化であり、それ自体悪しきものと決めつけ難い側面はありながら、専門職としてのカウンセラーのあり方をあいまいにする傾向がある」という点で、弊害もまた大きいものであった。1980年代末の大学には、1960年代のイン



テンシブなSPS研修の洗礼を受け、「カウンセリング・マインド」を信奉する管理職者が多く存在していた。それらの人々にとって、かりに「専門家が必要」と言っても、それは困難な問題や時代の新たな病理を抱えた一部の学生への対応のためであり、「学生相談」は大学人（専任教職員）がカウンセリング・マインドをもって行う（べき）もの、という理解が根強くあった。小谷らの議論は、高等教育という以前に、おそらくそれぞれの論者が属する大学内においても、それらの人々に十分届くには至らなかったであろうと想像される。

#### IV. 心理臨床の立場からの議論

本学に学長直属の学生相談室が作られ、筆者が「専門のカウンセラー」としてそこで学生相談に従事するようになったのは、前述の「大学と学生」誌が発刊されたのと同じ、1989年のことである。関西の私立大学の特徴として、学生相談はSPSの研修を受けた学生部職員が主に担ってきた歴史があるが、このときの、学生部から学生相談室を独立させるという組織改編は、本学においても「学生相談は、学生指導に熱心な教職員の兼務ではなく、専門家が行うべき活動」として新たに位置づけられるという大きな転換点を意味していた。

しかしながら、このときの「専門」や「専門家」とは、少なくとも筆者にとって、学生相談の専門性を指していたわけではなかった。初年度は、前年度に財団認定の始まった「臨床心理士」という資格を持つ個人に業務を委託するという形式が採られた。つまり、改組後の学生相談室には、一般教職員では対応の困難な一部の学生への個別相談活動が主に期待されていたということである。いきおい、筆者のアイデンティティも「心理臨床家」であり、心理臨床の専門性から目の前の学生に何が貢献できるかという視点で日々の業務を行っていた。やがて専任教員として採用さ

れ、徐々に「大学の構成員」というアイデンティティを併せ持つようになると、大学教育や全学生に対して何が貢献できるかというふうに視野が広がっていったが、それでも「心理臨床」の立場から学生相談を考えていたことに変わりはない。

ずいぶん後に、高等教育や大学教育という視点から学生相談を展望することができるようになってはじめて、筆者は自分の置かれていた位置というものを理解したが、当時は実践の心理学の領域で、「専門性」の社会的認知を求める動きが盛んな時期であった。前述の「大学と学生」第281号でも、日本カウンセリング学会の認定カウンセラー（1986年認定開始）か、臨床心理士（1988年認定開始）の有資格者が学生相談を担当すべきだという提言がなされており、この頃以後に学生相談機関の改組や開設が行われた大学では、「専門家の導入」が一つの重要な要素となっていたのである。臨床心理士資格をもつ者にとって、「専門のカウンセラー」には何ができるのかを示すためには、広義の教育との共通性を示すことよりも、臨床心理学という学問に基づく実践としての、「心理臨床」の専門性を明示することが有効であった。この頃学生相談に従事し始めたカウンセラーたちの多くは、おそらく純粋に、学生相談の専門性とは心理臨床の専門性であると信じていた（あるいは、そう主張することによって心理臨床の社会的認知が進むと信じていた）のではなからうか。

たとえば、1992年に刊行された『心理臨床大辞典』の「学生相談」という項目（岡，1992）を見ると、「学生相談とは、大学キャンパスにおける心理臨床的活動の総称であり、主に学生相談所（室）のカウンセラーによって行われるものをさす」と規定されている。1991年～1995年にかけて出された臨床心理士のテキスト『臨床心理学』（全5巻）で、「学生相談」を取り上げた節（青木，1994）を見ても、「学生相談は大学を現場と

する臨床活動であり、教育—研究活動である」と書かれている。いずれの解説も、じっくりと読めば、学生相談が人生の先達である教師との対話という側面をもつこと、学生のニーズに応じたサービスの提供（「必要なことで可能なことは何でもする」）でもあること、大学という実験の場がより大きな試み（教育改革）を行うときの、セーフティネットや変化測定器の機能をもっていることなど、現実に即した重要な点を書き込まれているのだが、これらの教科書を紐解いた、まだ高等教育現場を知らない臨床心理士たちは、ただ最初を示された「学生相談は心理臨床の一領域」という枠組みだけを自分のなかに取り入れたらと思うのである。

今日、さまざまな領域の現場で実践する臨床心理士たちは、「心理臨床」という言葉のもつ意味の広さ、すなわち病理や障害をもつ人への援助を超えて、個々人が「より自分らしく生きられる」可能性を追求することへの貢献を指すことを、共通理解とするようになってきている。しかし、当時の大学院での心理臨床の訓練は、ほぼ「病理や障害への個別治療面接」の訓練に等しかったから、深く長く一人の学生と排他的な二者関係を築き、治療的な面接を行うことが「心理臨床の一領域である学生相談の専門性」だと信じた学生相談カウンセラーは少なくなかった。筆者も、その一人だったかもしれない。

確かに、心理臨床の専門性を発揮した学生相談においては、当時の大学にとって課題となっていた、「パーソナリティの障害」や「重症の神経症」などの病理を抱える一部の学生の成長や大学への適応の問題に対し、貢献できた側面は多くあったと考えられる。しかし、その一方で、大学構成員からは「密室で何をしているのかわからない」という疑念を高めた側面があったことも否めない。齋藤（2010）の、学生相談の停滞期を招いたのは「専門家たるカウンセラーの狭義の心理治療にとらわれた活動」のゆえであるという指摘は、この

ような負の側面を指していると考えられる。

1991年～1992年にかけて、全国学生相談研究会（当時は主に国立大学の教官カウンセラーをメンバーとし、1968年から年次開催されてきた研究会）は、「現代のエスプリ」誌から「キャンパス・カウンセリング シリーズ」として4冊の特集を出している。その誌上では、専任、兼任で学生相談活動に従事してきた教員たちによって、新たに台頭してきた「心理臨床」の専門性と、一般教職員も行うよろず相談をどのように融合し、そこからどのように「大学教育にとっての学生相談固有の役割と機能」が確立できるのかが苦労して模索されている。

たとえば、1冊目に掲載された座談会（峰松他、1991）においては、全学生への教育活動か、一部の学生への心理臨床活動かという議論のなかで、学生相談機関として行う活動を心理臨床の専門性に基づく「学生相談」、学生相談カウンセラーとして行う全学生への授業その他の教育活動を学生相談「機能」として、二段階に分けて考えてはどうかという提案がなされるのに対し、「機能」として学生相談を拡大解釈していくと、それは学内のさまざまな立場の人が行うものとなり、カウンセリング・マインドと同様、「専門性」からは離れていってしまうという反論が語られる。また、心理臨床は学生相談の上位概念であると主張する若手カウンセラーに対して、学生相談はクリニック・モデルからの脱却を図るべきだという上の世代の苦言が返される、といった具合である。

学生相談を固有の専門領域として成立させるためには、固有の専門用語と方法論が必要という観点から、この頃、いくつかの国立大学の専任カウンセラーが中心になって、学生相談活動の共通分類の作成が試みられていた。下山（1991）は、心理臨床（治療）か教育か、という二律背反の問題の議論を、「統合システムモデル」として捉えることで解決できると提案している。そこでは、学

生相談とは大学システムの4つの下位システム（医療、教官、事務官、学生）を統合的につなぐ学生相談機関が行う、「援助活動」「教育活動」「コミュニティ活動」「研究活動」の4領域すべてを含むものと規定され、それぞれの領域ごとの方法論が示されている。これらは、戦後の学生相談従事者が実際に行ってきたことの「集大成」のような、すべてを網羅した内容となっており、2007年に日本学生支援機構から出された前述の報告書にも基本的に引き継がれた。

ただ、理念としてはある程度共有されたものの、実際に自身が属する学生相談機関でそのような網羅的な実践を行う（あるいは行える）カウンセラーは多くはなかった。全国学生相談研究会議では、これらの分類のさらに下位分類（たとえば「援助活動」には、教示助言、危機介入、教育啓発、心理治療、療学援助の5つが含まれる）の細部にわたって、分類カテゴリーを全国規模で統一して統計的データを蓄積する実験的試行が提案されたが、足並みは揃わず、数年の努力の後に中断してしまったことが思い出される。この試行作業に対して消極的であったカウンセラーのなかには、やはり、心理臨床の立場から、中心的実態の見えない網羅的活動による、専門性の拡散への危惧が根強く存在していたということであろう。

このときの試みが結実しなかった理由として、1995年に初等・中等教育機関へのスクールカウンセラー派遣事業が始まり、それと同じような形態と意識で学生相談に従事する非常勤カウンセラーが増加したことも挙げられるかもしれない。特に私立大学では、週1日か2日、「外部から派遣された心理臨床の専門家」として、個人カウンセリング業務のみを行うカウンセラーが配置される場合が多く、国立大学の専任教官カウンセラーたちの学生相談をめぐる議論は、次第に「特権的少数派による少数派の議論」という性質を帯び、現実とそぐわないものになっていったのである。

1990年代後半以降になると、「心理臨床」の領

域も急速に拡大・分化していった。先にも述べたように、個人の病理や症状の治療に力を注いできた心理臨床は、災害や事故後の心のケア、子育て支援、就労支援、老年の生活の質の向上など、集団やコミュニティを視野に入れた多様な活動に積極的な意義を見出すようになり、「心理臨床」という言葉をどう理解し、どのように意味づけるかも、実践の領域によって相当に異なるものとなっている。このように、「心理臨床とは何か」という共通理解を問い直さなくてはならない時代において、学生相談の専門性を心理臨床に求めても、結局答えのない問いを問い続けることになってしまう。心理臨床の立場から学生相談を規定しようとするには、二重の意味で越え難い困難が存在すると言える。

1997年の日本学生相談学会年次大会では、「学生相談の目的と限界を問い直す」という大会シンポジウムが企画され（白石他, 1997）、キャリア・カウンセリング、グループ・アプローチ、学生の発達、危機介入という4つの視点から学生相談の輪郭を描き直すための議論が行われた。そこで、たとえば鶴田は、学生相談を大学教育と心理臨床という2つの中心をもつ楕円と図式化し、学生相談室をカウンセリング学や心理臨床学という骨と大学生発達論や高等教育論という肉でできた魚にたとえているが、これらは、学生相談における心理臨床の相対化と脱中心化の試みの始まりと見ることもできるだろう。

## V. 今日の議論における学生相談の固有性と専門性

以上に見てきたように、Student Counseling はもともとアメリカのガイダンス&カウンセリングの理論的背景をもつ専門的な教育活動を意味していたにもかかわらず、戦後わが国に導入されてから「学生相談」という名称のもとに多様な理解と普及がなされ、その後「心理臨床」という専門性が導入されて、学生相談は心理臨床の一領域で

あるという意識で実践を行うカウンセラーが多数派となっていったという大きな流れがある。確かに、「心理臨床」を、「すべての人がより自分らしく豊かに生きられるための援助」と捉えるならば、それを学生に行うのが学生相談と規定しても問題はないだろう。しかしながら、「臨床 = clinic」という言葉を、そのように理解する人は心理臨床家のなかでも未だ多くはない。まして、専門外の人々にとっては、心の病や障害、不適応など何か「問題」を抱えた一部の人への援助と理解されることのほうが、圧倒的に多いと言えるだろう。

そのような理解が一般的である以上、学生相談の専門性を「心理臨床」のみに求めることは、1980年代から議論されてきたように、結局、学生相談を、医療と同様に特別なニーズをもつ学生へのサービスとして、学外の専門機関に委託可能なものと位置づけてしまうことにつながる。そろそろ、「心理臨床の専門性」への囚われから解放され、「学生相談としての専門性」を問い、高等教育のなかに位置づけ、明確化していく議論がもっと行われてもよいと考えられるのである。

2001年度に日本学生相談学会による認定が開始された、「大学カウンセラー」資格は、学生相談独自の専門性を社会的に示すための、新たな試みであった。研修すべき内容は「学生相談総論」「カウンセリングの理論と学習」「ケース・アセスメント」「学生の諸問題」「大学教育と学生相談」「調査・研究」の6領域のうち3領域以上という規定になっているが、「大学教育」について学ぶことが必須となっている。それはつまり、学生相談を行う専門性として、大学教育についての理解が最重要という位置づけがなされているということである。また、ここでいう「カウンセラー」とは「心理学の専門性」に基づいた相談業務を行う教職員を指しており、「心理臨床」とは限定されていない。

「心理学」とケースワークや医療保健の専門性

との違いは、対象者の心（内面）を理解する理論（見立て）と、その発達や成長を目指す具体的な方法論（援助技法）をもっているということであり、それは応用・実践心理学諸領域に共通する要素である。対象者の内面を理解するための理論として、臨床心理学は有効な武器になるが、「見立て」という点では決して十分とは言えない。学生相談においては、どのような人格か、どのような問題や成長の課題をもつか、ということと併せて、それらを抱えながらどのくらい学生生活を遂行し得るかという見立ての力が必要になる。それが適切に行えるためには、高等教育全体の理念、自身が現場とする大学の学生支援の理念、教育制度、コミュニティとしての性質などを熟知していなければならないのである。

発達心理学、教育心理学、学校心理学といった隣接領域の状況もまた、1980年代の議論の当時とは大きく異なり、より「対象者との関係性」に焦点を当て、個別や集団援助の実践に即した理論化が試みられるようになっていく。学問体系は、時代の要請に併せて変化していく「生きた」ものでなくてはならない。学生相談も、社会にとって大学と学生がもつ意味が大きく変容した、今日の実況に合った知の体系化が求められていると言えるのではなかろうか。

2000年代半ばの大学改革の波を受け、学生相談は「コミュニティ・アプローチ」（吉武，2005：窪田，2009）や「統合的サービス構成によるコラボレーション」（藤川，2009）といったモデルが、以前に増して強調されるようになった。総合的な学生支援との関係で学生相談を考えると、学生相談の対象が、「学生や関係者」という個人の次元を超えて、学内の他機関の多職種の人々、さらには大学コミュニティ全体へと広がっていくことは、必須の流れであろう。窪田、藤川の実践は、臨床心理学の学位論文としてまとめられており、総合的な学生支援のコーディネーションやマネジメントを行う中心は、心理臨床家が担うものとい

う前提に立っている。しかし、本当にそうなのか。この前提すら相対化し、高等教育というもう一つ上の視点から「教育」である学生相談の言葉で考え直してみる必要があると考えられる。

2007年の日本学生支援機構による報告書に続き、今日の学生相談の標準と指針を示しているのは、日本学生相談学会の理事によって編集された「学生相談ハンドブック」(2010)である。そのまえがきには、「心理臨床学を基盤としながらも、理念と方法に独自性をもつ実践的な学問」としての、学生相談の「独自性」を明らかにすることを目的に編纂されたことが明記されている(鶴田, 2010)。この教科書で学生相談の理念を実現するモデルとして提示されているのは、吉武(2005)が「三種配合モデル」と名付けた、大学コミュニティにおける「大学教育」と「厚生補導」と「心理臨床」の活動の重なり合いのなかに「学生相談」を位置づける齋藤(1999)のイメージ図である。この網羅的なモデルに従えば、心理臨床の立場から論じられていたのとは逆に、心理臨床は学生相談の一領域であり、学生相談の専門性を保証する十分条件ではないという理解が成り立つ。

独立行政法人日本学生支援機構と日本学生相談学会が示す2つのスタンダードを総合すれば、「学生相談とは何か」の問いに以下のように答えられるだろう。すなわち、今日の高等教育において「学生支援」は必須の要素であり、そのなかの専門的な領域を担う一つが「学生相談 = Student Counseling」である。あくまでも、複数あるうちの一つであって、学生支援の中心・中核を担うかどうかは、それぞれの大学の体制・人員の事情によるという相対的なものである。また、学生相談の専門性は、高等教育の理念を実現するために、心理学の諸理論と援助技法に基づいて行われる心理教育的活動にあり、その対象は、すべての学生と関係者という個人的次元から、学内の他機関、さらに大学コミュニティ全体という集団的次元にわたる。とりわけ、近年増加している、発達

障害とその傾向をもつ学生や、学習困難を抱える学生への支援を考えたとき、「無意識へのアプローチ」や「人格の変容を目指す長期的なかかわり」を得意とするような狭義の(旧義の)心理臨床の専門性が中心的に機能することは考えにくい。学生相談の専門性の基盤となる「心理学」とは、学習心理学、ガイダンスとカウンセリング心理学、大学生心理学なども含めた、幅の広いものと捉えられることが適切である。

最後に、学生相談が、初等・中等教育におけるスクール・カウンセリングと異なる「固有性」について述べておきたい。前述のハンドブックにおいては、「学生相談の固有性・独自性・専門性」について「幅の広い多様で柔軟な機能をもつことが求められ、そのための組織論や方法論を考慮していく必要がある」(齋藤, 2010)と述べられるにとどまり、とくに「固有性」という点についてはあまり明確には触れられていない。しかし筆者は、大学が「社会に出る前の最後の教育機関」であるという特質に注目したいと考えている。高等教育機関がもつ、それ以前の教育機関と異なる使命は、学生を「社会から守られ、育てられる者」という立場から、「高等教育を受けた社会の一員として、何かを生み出していく者」へと変容させることである。青年期という一般的な心理発達を援助することでは終わらない、「学生期」の心理的成長のための援助が学生相談の固有性であり、それができることが学生相談カウンセラーのアイデンティティではないか。ユニバーサル・アクセス時代を迎えたわが国の大学では、成人期以降の学生も珍しくはない。生活年齢はいくつであっても、「学生期」固有の心理的課題が抽出できるはずなのである。

たとえば鶴田(2001)の提唱した「学生生活サイクル」は、学生期の発達論構築の試みであり、これにより学生相談固有の「見立て」の軸が形成された功績は大きい。学生相談の実践の蓄積から、さらにいくつものこういった知の体系化が展

開されていくことが必要と言えるだろう。

## VI. おわりに

本稿で取り上げることができたのは、学生相談の先達が重ねてきた議論の一部であり、重要な論点が抜けているとすれば、ご指摘を待ちたいと思う。23年の歩みをふり返ってみて、筆者にとっての「学生相談とは何か」「自分は何者か」という固有性 = identity の問題も、時間と共にずいぶん変化してきたことを実感する。もとより、チョウの標本のように、固定され動かない何かを示すことが目的ではない。これを一つの通過点として、これからもこの問題を問い続けていきたい。

## 文 献

- 青木健次 1994 学生相談 河合隼雄監修／齋藤久美子・鐘幹一郎・藤井慶編集「臨床心理学」4 実践と訓練 創元社 16-24
- 青野 透 2010 学生支援 早田幸政・諸星裕・青野透編著「高等教育論入門—大学教育のこれから」第10章 ミネルヴァ書房 117-130
- 土井 清 1989 学生カウンセリングのための五つの理念 大学と学生第281号 15-19
- 藤川 麗 2009 臨床心理のコラボレーション—統合的サービス構成の方法— 東京大学出版会
- 早坂浩志 2009 GP 事業の動向と学生支援および学生相談への影響 学生相談研究30(2) 148-157
- 小谷英文 1994 編集記 都留春夫監修／小谷英文・平木典子・村山正治編 学生相談—理念・実践・理論化— 星和書店 iii - vi
- 窪田由紀 2009 臨床実践としてのコミュニティ・アプローチ 金剛出版
- 丸井文男 1989 これからの学生カウンセリングへの要望—教官のカウンセリング・マインドにも期待して— 大学と学生第281号 4-7
- 峰松 修・村山正治・鶴 光代・冷川昭子・藤原勝紀・吉良安之・濱野清志・安藤延男 1991 座談会／キャン

- パスライフと学生相談の役割 現代のエスプリ 293 <キャンパス・カウンセリング> 5-30
- 村上英治 1992 座談会／いわゆる重篤な学生への援助 現代のエスプリ296 <キャンパスでの心理臨床> 5-30 所収の発言
- 日本学生支援機構 2007 大学における学生相談体制の充実方策について—「総合的な学生支援」と「専門的な学生相談」の「連携・協働」—
- 岡 昌之 1992 学生相談 心理臨床大辞典 培風館 1177-1179
- 大山泰宏 1997 高等教育論から見た学生相談 京都大学高等教育研究第3号 46-63
- 齋藤憲司 1999 学生相談の専門性を定位置する視点—理念研究の概観と4つの大学における経験から— 学生相談研究23(1) 1-22
- 齋藤憲司 2010 学生相談の理念と歴史 日本学生相談学会50周年記念誌編集委員会編「学生相談ハンドブック」第1章 学苑社 10-29
- 下山晴彦 1991 これからの学生相談 現代のエスプリ293 <キャンパス・カウンセリング> 46-60
- 白石大介・沢崎真史・鶴田和美・駒米勝利・鳴澤 實・平野 学 1997 学生相談の目的と限界を問い直す 学生相談研究18(2) 107-123
- 嶋中 達 1989 学生懇話室 大学と学生第281号 <学生カウンセリング> 30-35
- 嶋中 達 1992 京都大学学生懇話室 現代のエスプリ295 <発達カウンセリング> 149-152
- 高石恭子 2008 学生相談の歴史に果たした心理臨床の役割 甲南大学学生相談室紀要第15号 21-30
- トロウ, M. / 天野郁夫・喜多村和之訳 高学歴社会の大学 —エリートからマスへ— 東京大学出版会
- 都留春夫監修／小谷英文・平木典子・村山正治編 1994 学生相談—理念・実践・理論化— 星和書店
- 鶴田和美編 2001 学生のための心理相談 大学カウンセラーからのメッセージ 培風館
- 鶴田和美 2010 はじめに 日本学生相談学会50周年記念誌編集委員会編「学生相談ハンドブック」学苑社 1-3
- 氏原 寛 2011 ふたたびカウンセリング・マインドについて 心理臨床学研究29(1) 1-3
- 吉武清實 2005 改革期の大学教育における学生相談—コミュニティ・アプローチ・モデル— 教育心理学年報44 138-146

## ABSTRACT

### A Study on the Identity and Specialty of Student Counseling

TAKAISHI, Kyoko

*Konan University*

This paper considers the identity and specialty of student counseling. First, the terminological problems of the term student counseling is discussed. When SPS (Student Personnel Services) was introduced to Japan after the war however, the university people of our country did not have the readiness which understands the specialty of student service.

From literature overview, some main points of earlier discussion on student counseling became clear. One is that the student counseling's specialty was considered as the realm of clinical psychology in the 1980's and 90's. From the standpoint of clinical psychology, student counseling was regarded as one field of its expertise.

Then, a new point of discussion came out under the influence of the university reform in the middle of the 2000's. In those discussion, university people and counselors define that the student counseling covers one part of the specialized area within the comprehensive student support system. In today's standard understanding, the identity and specialty of student counseling is based on the assessment and psycho-educational technique from the broad practical psychology including clinical psychology. In sum, further systematization of practical knowledge, for example, the psychological development theory of "student", etc. is needed to establish student counseling as one academic field.

*Key Words* : student counseling, identity, specialty

---